

## 1802 食品衛生法に基づく輸入規制の税関における確認内容

食品衛生法は、販売の用に供し、又は営業上使用する全ての食品、添加物、器具、容器包装又は乳幼児用おもちゃの輸入について、そのつど厚生労働大臣に届け出なければならない旨を定めています。

これらの貨物を輸入しようとする場合は、検疫所に「食品等輸入届出書」を提出し、食品衛生監視員から交付を受けた届出済印等が押なつされた「食品等輸入届書」を税関に提出し確認を受けて下さい。確認を受けた後でなければ輸入は許可されません。

なお、個人用又は試験研究用に輸入するものである場合には、厚生労働大臣に対する届け出は要しないこととされています。予め個人用又は試験研究用と認められるかどうか厚生労働省検疫所までご照会下さい。

(関税法第 70 条、関税法基本通達 70-3-1、食品衛生法第 27 条、第 62 条)

### 【問い合わせ先】

小樽検疫所	0 1 3 4 - 3 2 - 4 3 0 4
千歳空港検疫所支所	0 1 2 3 - 4 5 - 7 0 0 7
仙台検疫所	0 2 2 - 3 6 7 - 8 1 0 2
仙台空港検疫所支所	0 2 2 - 3 8 3 - 1 8 5 4
成田空港検疫所	0 4 7 6 - 3 2 - 6 7 4 1
東京検疫所	0 3 - 3 5 9 9 - 1 5 2 0
食品監視第二課	0 4 7 - 4 3 7 - 1 3 8 1
千葉検疫所支所	0 4 3 - 2 4 1 - 6 0 9 6
東京空港検疫所支所	0 3 - 6 8 4 7 - 9 3 2 0
川崎検疫所支所	0 4 4 - 2 7 7 - 0 0 2 5
横浜検疫所	0 4 5 - 2 0 1 - 0 5 0 5
新潟検疫所	0 2 5 - 2 4 4 - 4 4 0 5
小松空港分室	0 7 6 1 - 2 1 - 3 7 6 7
名古屋検疫所	0 5 2 - 6 6 1 - 4 1 3 3
清水検疫所支所	0 5 4 - 3 5 2 - 4 5 4 0
中部空港検疫所支所	0 5 6 9 - 3 8 - 8 1 9 5
四日市検疫所支所	0 5 9 - 3 5 2 - 3 5 7 4

大阪検疫所	0 6 - 6 5 7 1 - 3 5 2 3
関西空港検疫所	0 7 2 - 4 5 5 - 1 2 9 0
神戸検疫所	0 7 8 - 6 7 2 - 9 6 5 5
食品監視第二課	0 7 8 - 8 5 7 - 1 6 7 1
広島検疫所	0 8 2 - 2 5 5 - 1 3 7 9
食品監視課境出張所	0 8 5 9 - 4 2 - 3 5 1 7
広島空港検疫所支所	0 8 4 8 - 8 6 - 8 0 1 7
福岡検疫所	0 9 2 - 2 7 1 - 5 8 7 3
門司検疫所支所	0 9 3 - 3 2 1 - 2 6 1 1
下関分室	0 8 3 2 - 6 6 - 1 4 0 2
福岡空港検疫所支所	0 9 2 - 4 7 7 - 0 2 0 8
長崎検疫所支所	0 9 5 - 8 2 6 - 8 0 8 1
鹿児島検疫所支所	0 9 9 - 2 2 2 - 8 6 7 0
那覇検疫所	0 9 8 - 8 6 8 - 4 5 1 9
那覇空港検疫所支所	0 9 8 - 8 5 7 - 0 0 5 7

(参考) 厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tp0130-1.html>